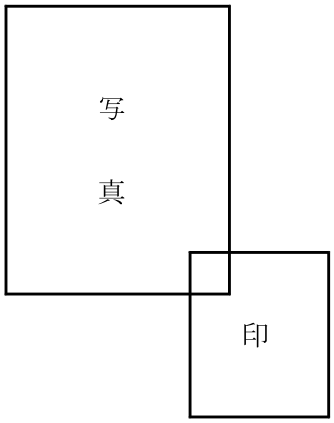
様式第二十五（第108条関係）

表

第　　号 立入検査職員身分証明書 職　　名 氏　　名 生年月日 上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の３第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年　　月　　日交付 文部科学大臣　印	

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の３　文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第43条の２（第１項及び第２項略）

３　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五　第43条の３第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者